

区役所からの  
**お知らせ**

**市税クレジットカード納付のご案内**

市税のクレジットカード納付を開始しました。スマートフォン・タブレット端末のカメラ機能を利用し、「コンビニ収納用バーコード」が印刷された納付書を使って、いつでも納付ができます。

ただし、納付金額が5,000円を超える場合は、納付書ごとにシステム利用料がかかります。

利用条件・利用方法など、詳しくは、大阪市ホームページをご覧ください。

大阪市 市税 クレジット

問合せ 財政局税務部収税課 収納管理グループ  
☎6208-7783 ☎6202-6953

**届いていますか、新1年生の就学通知書**

今年4月に、小・中学校へ入学されるお子さまがおられるご家庭に、就学通知書を送付しています。まだ、届いていない場合は、下記の担当窓口までお問い合わせください。

なお、対象者は次のとおりです。

- **小学校**…平成22年(2010年)4月2日から平成23年(2011年)4月1日までに生まれたお子さん。
- **中学校**…平成29年(2017年)3月に小学校卒業見込みのお子さん。

また、国立・私立の学校及び市立咲くやこの花中学校(注)へ入学される場合は、その学校が発行する入学許可証と印鑑を持って、下記の担当窓口へお届けください。

(注)市立咲くやこの花中学校は別途、学校から指示があります。

**適正な就学について**

居住実態のない住所地に住民登録をし、そこから通学するのは不適正な就学です。住民登録を正しく行い、適正な就学をしましょう。

不適正な入学と分かれば、入学後でも適正な学校へ転校していただけます。

問合せ 窓口サービス課(住民情報) 1階 3番  
☎6915-9963

**介護サービスの利用者負担金などの医療費控除**

介護保険サービスの利用者負担は所得税の確定申告を行うと、医療費控除の対象となる場合があります。対象となる利用者負担は、次のとおりです。いずれも「領収証」が必要です。

- **施設サービスの利用者負担額**
- **居宅サービスの利用者負担額**  
※福祉系サービスは、医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象。
- **介護福祉士等による喀痰吸引等が行われたとき**  
本来医療費控除の対象とならない介護サービスであっても、介護福祉士による喀痰吸引・経管栄養が行われたときは、当該居宅サービス等にかかる自己負担額の1/10が対象。
- **おむつ代**  
おむつ代の医療費控除を受けるには、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、要介護認定を受けおむつを使用している方で、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、医師の証明に代わる「確認書」を、要介護認定を受けた区役所の介護保険担当で交付できる場合があります。

※詳しくはお問い合わせください。

問合せ 保健福祉課(高齢者支援) 1階 10番  
☎6915-9859

**所得税・復興特別所得税、個人市・府民税の申告受付が始まります**

次のとおり申告を受け付けますので、期間内に申告をお願いします。

	申告場所	開設期間等	問合せ
所得税・復興特別所得税	城東税務署	2月16日(木)～3月15日(水) 8時30分～17時(土曜・日曜を除く) ※相談開始は9時15分から ※相談受付は16時まで。混雑状況によっては早めに(15時頃)相談受付を終了させていただく場合があります。	城東税務署 ☎6932-1271(代表) (平日)8時30分～17時
	近畿税理士会城東支部主催 税理士による相談会場(無料) ・城東区民センター	2月8日(水)・2月9日(木)・2月14日(火)・2月17日(金) 9時30分～15時 ※譲渡所得、贈与税、相続税の申告相談は行っていません。 ※混雑状況によっては、早めに相談受付を終了させていただく場合があります。	
	税理士による相談会場(無料) ・梅田スカイビル ・谷町四丁目会場	2月2日(木)～2月15日(水)9時30分～15時 ※譲渡所得、贈与税、相続税の申告相談は行っていません。 ※混雑状況によっては、早めに相談受付を終了させていただく場合があります。	
個人市・府民税	京橋市税事務所	2月16日(木)～3月15日(水)9時～17時30分 (土曜・日曜を除く)(金曜日は19時まで) ※開設期間外は京橋市税事務所にて受付 ※2月16日(木)から1週間程度は、窓口が大変混み合い、長時間お待ちする場合があります。	京橋市税事務所 (個人市民税) ☎4801-2953 (平日)9時～17時30分 (金曜日は19時まで)
	鶴見区役所3階 302会議室		

※所得税の申告に関するお問い合わせは、城東税務署をお願いします。  
※所得税の確定(還付)申告をされた方は個人市・府民税の申告は不要です。

**旧府営住宅にお住まいの皆さんへ  
4月から担当の住宅管理センターが  
変更になります**

天満橋住宅管理センターは、3月末をもって業務を終了します。4月からは、「梅田住宅管理センター」が業務を担当します。なお、4月1日(土)はシステム改修のため窓口業務は休止します。

問合せ 梅田住宅管理センター  
☎6343-5012(管理)・☎6343-5011(工務)  
※緊急連絡先は変更ありません。  
(北区梅田1-2-2-700 大阪駅前第2ビル7階)

**「障がい者控除対象者認定書」を  
ご存知ですか**

身体障がい者手帳などの交付を受けていない方でも、65歳以上で、寝たきりの方または認知症の方で、その程度が身体障がい者手帳などの交付基準に準ずる場合は、申請により「障がい者控除対象者認定書」の交付を受けることができます。認定書を提示し、所得税の確定申告や個人市・府民税の申告をすることにより税法上の「障がい者控除」の適用を受けることができます。  
※要介護認定もしくは指定医師による診断書等が必要です。

問合せ 保健福祉課(高齢者支援) 1階 10番  
☎6915-9859

**各種無料相談 2月**

相談名	日時	申込方法	場所
① 法律相談 (予約制) (毎月第2・4金曜日)	2月10日(金)・24日(金) 13時～17時	当日9時～電話にて(専用☎6915-9954) ※24名(先着順)【1人30分以内】	鶴見区役所3階
② 日曜法律相談 (予約制)	2月26日(日) 9時30分～13時30分	2月23日(木)・24日(金) 9時30分～12時に電話にて(専用☎6208-8805) ※各16名(先着順)【1人30分以内】	港区役所 城東区役所
③ 不動産相談 (毎月第2火曜日)	2月14日(火) 13時～16時	当日会場にて12時50分より受付。 ※6名(先着順)【1人30分以内】 ※相談員が1名のため、12時50分の時点で、2名以上の場合は順番を抽選	鶴見区役所3階
④ 司法書士相談 (相続・贈与、会社・法人の登記、成年後見など) (毎月第3水曜日)	2月15日(水) 13時～16時	当日会場にて12時50分より受付。 ※8名(先着順)【1人45分以内】	鶴見区役所3階
⑤ 経営相談 (一部予約制)	随時 (相談日は調整)	相談を希望する日の7日前(土日祝を除く)までに電話にて。【1人60分以内】	
⑥ 就労相談 (毎月第1水曜日)	2月1日(水) 13時30分～17時 次回は3月1日(水)	当日会場にて13時20分～15時30分まで受付。 ※5名(先着順)【1人30分以内】 【16～17時は事前予約制】 当日11時までに大阪市地域就労支援センターへ電話にて(専用☎0120-939-783)※2名(先着順)	鶴見区役所2階
⑦ 花と緑の相談 (毎月第2水曜日)	2月8日(水) 14時～16時	当日会場にて受付。	鶴見区役所1階
⑧ ごみ減量・3R相談 (毎月第3火曜日)	2月21日(火) 14時～16時	当日会場にて受付。	
⑨ 人権相談 (一部予約制)	平日 9時～21時 土・日・祝 9時～17時30分	専門相談員による電話での無料相談。(専用☎6532-7830) ※通話料は自己負担 【区役所での出張相談は事前予約制】 上記専用番号までご予約ください。	

⑩ 離婚・養育費に関する相談 (弁護士による専門相談) (予約制)	3月2日(木) 14時～16時	2月23日(木)9時30分～電話にて(専用☎6915-9107) ※4名(先着順)【1人30分以内】 ※対象 未成年のこどもがいる父母	鶴見区役所2階
-----------------------------------	-----------------	---	---------

問合せ ①③④⑤⑥……魅力創造課(広報戦略) ☎6915-9683  
②……大阪市総合コールセンター「なにわコール」 ☎4301-7285 ☎6373-3302  
⑦……鶴見緑地公園事務所 ☎6912-0650 ☎6913-6804  
⑧……城北環境事業センター ☎6913-3960 ☎6913-3674  
⑨……地域活動支援課(こども・教育) ☎6915-9734  
⑩……保健福祉課(子育て支援) ☎6915-9107